

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第38号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成20年10月29日 12時45分ごろ	
発生場所	千葉県銚子港川口東突堤灯台から真方位180° 100m付近 (概位 北緯35° 44.9′ 東経140° 51.6′)	
事故等調査の経過	平成21年2月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第十八<sup>かしま</sup>鹿島丸、177トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 130842、鹿島漁業株式会社</p> <p>乗組員等に関する情報 機関長、四級海技士（機関）（機関限定） 船長、四級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	主機の過給機（以下「過給機」という。）のロータ及びタービン側軸受損傷	
事故等の経過	本船は、さんま棒受網漁業に従事し、平成20年10月29日01時45分ごろ、千葉県銚子港で水揚げを行い、同日12時40分ごろ離岸して、12時45分ごろ、銚子港港口に差し掛かったとき、煙突から黒煙が開始したので、点検したところ、過給機からの黒煙と異音と判明したことから、出漁を断念することとなり、速力を最微速として銚子港に引き返した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、過給機が平成20年4月の第一種中間検査で、製造業者により、開放整備が行われており、潤滑油がタービン側及びブロワ側それぞれの軸受室から油吸込囲を経て、油噴射筒及びポンプ円板により軸受に供給されるところ、タービン側の油吸込囲取付けボルト（以下「取付けボルト」という。）が緩んだことから、油吸込囲が油噴射筒に接触して割損脱落し、タービン側軸受への給油が断たれた可能性があると考えられる。</p> <p>取付けボルトが緩んで脱落したのは、過給機開放整備の際、復旧時の締付け確認が適切でなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、過給機のタービン側の取付けボルトが緩んだため、本船が銚子港から出航中、油吸込囲が油噴射筒に接触して割損脱落し、タービン側軸受への給油が断たれたことにより発生した可能性があると考えられる。	